

『スピード完成！第1種・第2種衛生管理者合格直結300問』法改正情報

法改正関連ページ

関連するページ	項目と該当箇所		変更内容					
10	安全衛生教育	省略規定を削除	本文5行目以降 但し、業種分類(p7)におけるその他の業種の事業場の労働者については、①から④までの事項についての教育を省略することができる。	削除				
			関連・補足 一番下の項目 ・その他の業種においては一部の項目を省略できるが、疾病の原因・予防、整理・整頓・清潔の保持、応急措置・退避等は省略できない。	削除				
			図表右端の注釈 「その他の業種では省略可」 「すべての業種で実施」	削除				
13	事務所衛生基準規則 空調等による調整	室の気温の努力義務を変更	修正前 ・室の気温17℃以上28℃以下：努力義務	修正後 ・室の気温18℃以上28℃以下：努力義務				
		作業面の照度基準の変更	照度基準は「事務所衛生基準規則」のみ、右のように改正された。 すべての事業場に適用される労働安全衛生基準は変更されていない点に注意	<table border="1"> <thead> <tr> <th>作業の区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般的な事務作業</td> <td>300ルクス以上</td> </tr> <tr> <td>付随的な事務作業※</td> <td>150ルクス以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※資料の袋詰めなど、事務作業のうち、文字を読み込んだり、資料を細かく識別したりする必要のないものが該当します。</p>	作業の区分	基準	一般的な事務作業	300ルクス以上
作業の区分	基準							
一般的な事務作業	300ルクス以上							
付随的な事務作業※	150ルクス以上							
28-29	7 安全衛生教育	問題1～3 削除	問題1から3をすべて削除					
42-43	14 事務所衛生基準規則1	問題2 修正	問題2 選択肢(1) 修正前 室の気温は、17℃以上28℃以下になるように努める。	問題2 選択肢(1) 修正後 ・室の気温は、18℃以上28℃以下になるように努める。				
		解説 Point修正	修正前 ・室の気温(測定は0.5℃目盛の温度計)：17℃以上28℃以下	修正後 ・室の気温(測定は0.5℃目盛の温度計)：18℃以上28℃以下				
60	作業面と光の方向	関連・補足の修正	関連・補足 修正前 ・作業の種類による必要な照度 精密作業→300ルクス以上 普通作業→150ルクス以上 粗な作業→70ルクス以上	関連・補足 修正後 ・作業の種類による必要な照度(労働安全衛生基準) 精密作業→300ルクス以上 普通作業→150ルクス以上 粗な作業→70ルクス以上 ※照度基準は、事務所衛生基準規則のみ改正されている。ただし、労働安全衛生基準は変更されていない点に注意				
62	情報機器操作	情報機器作業における労働衛生管理の変更	1行目 修正前 ・ディスプレイの画面の照度は500ルクス以下、キーボード上、書類上を照らす照度は300ルクス以上。	1行目 修正後 ・キーボード上、書類上を照らす照度は300ルクス以上。				
			8行目 修正前 ・グレア(まぶしさ)を防ぐため、反射防止型ディスプレイを用い、照明は間接照明等を用いる。	8行目 修正後 ・グレア(まぶしさ)を防ぐため、照明は間接照明等を用いる等、有効な措置を講じる。				
65	事業場における労働者の健康保持増進のための指針	項目内容の変更	<p>●健康保持増進計画は、事業者が健康保持増進目標を達成するために以下の内容を含め作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康保持増進措置の内容及び実施時期に関する事項 健康保持増進計画の期間に関する事項 健康保持増進計画の実施状況の評価及び計画の見直しに関する事項 <p>●体制の確立 事業者は、次に掲げるスタッフや事業場外資源等を活用し、健康保持増進対策の実施体制を整備し、確立する。</p> <p>ア.事業場内の推進スタッフ 産業医等、衛生管理者等及び事業場内の保健師等及び人事労務管理スタッフ等 例：労働者に対して運動プログラムを作成し、運動実践を行うに当たっての指導を行うことができる者、労働者に対してメンタルヘルスクアを行うことができる者等の専門スタッフ</p> <p>イ.事業場外資源 事業場外で健康保持増進に関する支援を行う外部機関や地域資源及び専門家 例：労働衛生機関やスポーツクラブ等の健康保持増進に関する支援を行う機関、医療保険者等</p> <p>●健康指導については運動指導、メンタルヘルスクア、栄養指導や口腔保健指導等を含む、または関係するものとする。高齢労働者に対しては、フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を実施することが、重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> フレイル…加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態のこと。 ロコモティブシンドローム…年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能(移動機能)が低下している状態。 					
82-83の後	新規問題「感染症」の追加	新規問題 2問追加	<p>問1 感染症に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 人間の抵抗力が低下した場合は、通常、多くの人には影響を及ぼさない病原体が病気を発症させることがあり、これを日和見感染という。 感染が成立しているが、症状が現れない状態が継続することを不顕性感染という。 感染が成立し、症状が現れるまでの人をキャリアといい、感染したことに気付かずに病原体をばらまく感染源になることがある。 感染源の人が咳やくしゃみをして、唾液などに混じった病原体が飛散することにより感染することを空気感染といい、インフルエンザや普通感冒の代表的な感染経路である。 インフルエンザウイルスにはA型、B型およびC型の三つの型があるが、流行の原因となるのは、主として、A型およびB型である。 <p>問2 感染症に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 人間の抵抗力が低下した場合は、通常、多くの人には影響を及ぼさない病原体が病気を発症させることがあり、これを不顕性感染という。 感染が成立し、症状が現れるまでの人をキャリアといい、感染したことに気付かずに病原体をばらまく感染源になることがある。 微生物を含む飛沫(まつ)の水分が蒸発して、5 μm以下の小粒子として長時間空気中に浮遊し、空調などを通じて感染することを空気感染という。 風しんは、発熱、発疹(しん)、リンパ節腫脹を特徴とするウイルス性発疹(しん)症で、免疫のない女性が妊娠初期に風しんにかかると、胎児に感染し出生児が先天性風しん症候群(CRS)となる危険性がある。 インフルエンザウイルスにはA型、B型およびC型の三つの型があるが、流行の原因となるのは、主として、A型およびB型である。 <p>解答と解説 問題1 正解(4) 空気感染とは、微生物を含む飛沫の水分が蒸発して、5 μm以下の小粒子として長時間空気中に浮遊し、空調等を通じて感染することをいう。感染源の人が咳やくしゃみをして、唾液等に混じった病原体が飛散することにより感染することは、飛沫感染といい、インフルエンザや普通感冒(かぜ)の代表的な感染経路である。</p> <p>問題2 正解(1) 人間の抵抗力が低下した場合は、通常、多くの人には影響を及ぼさない病原体が病気を発症させることがあり、これを日和見感染という。不顕性感染とは、感染が成立したものの、症状が現れない状態が継続することをいう。</p>					

84-85	5 情報機器作業	問題2 変更	<p>問題2 厚生労働省の「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく措置に関する次の記述のうち、適切でないものはどれか。</p> <p>(1) ディスプレイとの視距離は、おおむね50cmとし、ディスプレイ画面の上端を眼の高さよりもやや下にしている。</p> <p>(2) 書類上およびキーボード上における照度を400ルクス程度とし、書類およびキーボード面における明るさと周辺の明るさの差はなるべく小さくしている。</p> <p>(3) 一連続作業時間が1時間を超えないようにし、次の連続作業までの間に5分の作業休止時間を設け、かつ、一連続作業時間内において2回の小休止を設けている。</p> <p>(4) 1日の情報機器作業の作業時間が4時間未満である労働者については、自覚症状を訴える者についてのみ、情報機器作業に係る定期健康診断の対象としている。</p> <p>(5) 情報機器作業に係る定期健康診断において、眼科学的検査と筋骨格系に関する検査のそれぞれの実施日が異なっている。</p> <p>解答と解説 問題2 正解(3) (1)「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」(以下、ガイドライン)では、ディスプレイの上端が眼の位置より下になるようにし、視距離は40cm以上確保することとされている。設問では、視距離をおおむね50cmとし、ディスプレイ画面の上端を眼の高さよりもやや下にしているため、適切である。 (2)ガイドラインでは、書類上及びキーボード上における照度は300ルクス以上とし、作業しやすい照度とすることとされている。設問では、400ルクス程度としているため、適切である。 (3)ガイドラインでは、一連続作業時間が1時間を超えないようにし、次の連続作業までの間に10分～15分の作業休止時間を設け、かつ、一連続作業時間内において1回～2回程度の小休止を設けることとされている。設問では、次の連続作業までの間に5分しか作業休止時間を設けていないため、適切ではない。 (4)(5)ガイドラインに定められた通りであるため、適切である。</p>																			
		解説 Point変更	1行目 修正前 ・ディスプレイの画面の照度は500ルクス以下	1行目 修正後 削除																		
			6行目 修正前 ・グレアの防止＝反射防止型ディスプレイ使用、照明は間接照明等	6行目 修正後 ・グレアの防止＝照明は間接照明等																		
91-92	8 健康の保持増進対策	問題4 変更	<p>問題4 労働者の健康保持増進のために行う健康測定における運動機能検査の項目とその測定種目との組合せとして、誤っているものは次のうちどれか。</p> <p>(1) 筋力……………握力 (2) 柔軟性……………上体起こし (3) 平衡性……………閉眼(または開眼)片足立ち (4) 敏捷(しろう)性…全身反応時間 (5) 全身持久性……最大酸素摂取量</p> <p>解答と解説 問題4 正解(2) 柔軟性は、上体起こしではなく、立位体前屈等で検査する。上体起こしは、筋力を測定するのに用いる。</p>																			
		問題6 追加	<p>問題6 メタボリックシンドローム診断基準に関する次の文中の[] 内に入れるAからCの語句の組合せとして、正しいものは(1)～(5)のうちどれか。</p> <p>「日本では、内臓脂肪の蓄積があり、かつ、血中脂質(中性脂肪、HDLコレステロール)、[A]、[B]の三つのうち[C]が基準値から外れている場合にメタボリックシンドロームと診断される。」</p> <table border="1"> <tr> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>(1) 血圧</td> <td>空腹時血糖値</td> <td>いずれか一つ</td> </tr> <tr> <td>(2) 血圧</td> <td>空腹時血糖値</td> <td>二つ以上</td> </tr> <tr> <td>(3) γ-GTP</td> <td>空腹時血糖値</td> <td>二つ以上</td> </tr> <tr> <td>(4) γ-GTP</td> <td>尿蛋(たん)白</td> <td>いずれか一つ</td> </tr> <tr> <td>(5) γ-GTP</td> <td>尿蛋(たん)白</td> <td>二つ以上</td> </tr> </table> <p>解答と解説 問題6 正解(2) 日本では、内臓脂肪の蓄積があり、かつ、血中脂質(中性脂肪、HDLコレステロール)、血圧、空腹時血糖の三つのうち二つ以上が基準値から外れている場合にメタボリックシンドロームと診断される。よって(2)が該当する。</p>		A	B	C	(1) 血圧	空腹時血糖値	いずれか一つ	(2) 血圧	空腹時血糖値	二つ以上	(3) γ-GTP	空腹時血糖値	二つ以上	(4) γ-GTP	尿蛋(たん)白	いずれか一つ	(5) γ-GTP	尿蛋(たん)白	二つ以上
		A	B	C																		
(1) 血圧	空腹時血糖値	いずれか一つ																				
(2) 血圧	空腹時血糖値	二つ以上																				
(3) γ-GTP	空腹時血糖値	二つ以上																				
(4) γ-GTP	尿蛋(たん)白	いずれか一つ																				
(5) γ-GTP	尿蛋(たん)白	二つ以上																				
解答と解説「参考」部分を削除	参考 修正前 事業場における労働者の健康保持増進のための指針(一部抜粋)	削除																				
109	17 ショック、出血	問題2 解説修正 問題3 解説修正	修正前 「JRC蘇生ガイドライン2015」	修正後 「JRC蘇生ガイドライン」																		
161	10 健康管理手帳	図表差し替え	<table border="1"> <tr> <td rowspan="10">健康管理手帳</td> <td>3か月以上従事</td> <td>ベンジジン製造等 ベータナフチルアミン製造等 ジアニジン製造等</td> </tr> <tr> <td>2年以上従事</td> <td>1,2-ジクロロプロパン 3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン(MOCA)製造等</td> </tr> <tr> <td>3年以上従事</td> <td>ビス(クロロメチル)エーテル等 ベンゾトリクロリド製造等</td> </tr> <tr> <td>4年以上従事</td> <td>クロム酸製造等 塩化ビニル重合等</td> </tr> <tr> <td>5年以上従事</td> <td>三酸化砒素製造等 コークス製造等 オルトトルイジン</td> </tr> <tr> <td>管理2・管理3</td> <td>粉じん作業</td> </tr> <tr> <td>結節性陰影</td> <td>ベリリウム製造等</td> </tr> <tr> <td>不整形陰影・胸膜肥厚</td> <td rowspan="2">石綿製造等</td> </tr> <tr> <td>1年以上従事し、ばく露した日から10年以上経過</td> </tr> </table>		健康管理手帳	3か月以上従事	ベンジジン製造等 ベータナフチルアミン製造等 ジアニジン製造等	2年以上従事	1,2-ジクロロプロパン 3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン(MOCA)製造等	3年以上従事	ビス(クロロメチル)エーテル等 ベンゾトリクロリド製造等	4年以上従事	クロム酸製造等 塩化ビニル重合等	5年以上従事	三酸化砒素製造等 コークス製造等 オルトトルイジン	管理2・管理3	粉じん作業	結節性陰影	ベリリウム製造等	不整形陰影・胸膜肥厚	石綿製造等	1年以上従事し、ばく露した日から10年以上経過
健康管理手帳		3か月以上従事	ベンジジン製造等 ベータナフチルアミン製造等 ジアニジン製造等																			
	2年以上従事	1,2-ジクロロプロパン 3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン(MOCA)製造等																				
	3年以上従事	ビス(クロロメチル)エーテル等 ベンゾトリクロリド製造等																				
	4年以上従事	クロム酸製造等 塩化ビニル重合等																				
	5年以上従事	三酸化砒素製造等 コークス製造等 オルトトルイジン																				
	管理2・管理3	粉じん作業																				
	結節性陰影	ベリリウム製造等																				
	不整形陰影・胸膜肥厚	石綿製造等																				
	1年以上従事し、ばく露した日から10年以上経過																					
	189	Point図表差し替え																				
224	労働衛生保護具	表内の用語の変更	修正前 防音保護具	修正後 聴覚保護具																		

226-227	化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針 (1)化学物質等に係るリスクアセスメントの実施手順	②リスクの見積りの図表差し替え	<table border="1"> <tr> <td>管理濃度と比較する方法</td> <td>管理濃度が定められている物質については、作業環境測定により測定した当該物質の第一評価値を当該物質の管理濃度と比較する方法</td> </tr> <tr> <td>濃度基準値と比較する方法</td> <td>濃度基準値が設定されている物質については、個人ばく露濃度測定により測定した当該物質の濃度を当該物質の濃度基準値と比較する方法</td> </tr> <tr> <td>実測値による方法</td> <td>管理濃度または濃度基準値が設定されていない物質については、対象の業務について作業環境測定等によって測定した作業場所における当該物質の気中濃度等(または個人ばく露濃度)を、当該物質のばく露限界(日本産業衛生学会の許容濃度等)と比較する方法</td> </tr> <tr> <td>使用量等から推定する方法</td> <td>数理モデルを用いて対象の業務の作業を行う労働者の周辺のリスクアセスメント対象物の気中濃度を推定し、当該物質の濃度基準値またはばく露限界と比較する方法</td> </tr> <tr> <td>あらかじめ尺度化した表を使用する方法</td> <td>リスクアセスメント対象物への労働者のばく露の程度と当該物質による有害性を相対的に尺度化し、これらを縦軸と横軸とし、あらかじめばく露の程度と有害性の程度に応じてリスクが割り付けられた表を使用してリスクを見積もる方法</td> </tr> </table>	管理濃度と比較する方法	管理濃度が定められている物質については、作業環境測定により測定した当該物質の第一評価値を当該物質の管理濃度と比較する方法	濃度基準値と比較する方法	濃度基準値が設定されている物質については、個人ばく露濃度測定により測定した当該物質の濃度を当該物質の濃度基準値と比較する方法	実測値による方法	管理濃度または濃度基準値が設定されていない物質については、対象の業務について作業環境測定等によって測定した作業場所における当該物質の気中濃度等(または個人ばく露濃度)を、当該物質のばく露限界(日本産業衛生学会の許容濃度等)と比較する方法	使用量等から推定する方法	数理モデルを用いて対象の業務の作業を行う労働者の周辺のリスクアセスメント対象物の気中濃度を推定し、当該物質の濃度基準値またはばく露限界と比較する方法	あらかじめ尺度化した表を使用する方法	リスクアセスメント対象物への労働者のばく露の程度と当該物質による有害性を相対的に尺度化し、これらを縦軸と横軸とし、あらかじめばく露の程度と有害性の程度に応じてリスクが割り付けられた表を使用してリスクを見積もる方法
		管理濃度と比較する方法	管理濃度が定められている物質については、作業環境測定により測定した当該物質の第一評価値を当該物質の管理濃度と比較する方法										
濃度基準値と比較する方法	濃度基準値が設定されている物質については、個人ばく露濃度測定により測定した当該物質の濃度を当該物質の濃度基準値と比較する方法												
実測値による方法	管理濃度または濃度基準値が設定されていない物質については、対象の業務について作業環境測定等によって測定した作業場所における当該物質の気中濃度等(または個人ばく露濃度)を、当該物質のばく露限界(日本産業衛生学会の許容濃度等)と比較する方法												
使用量等から推定する方法	数理モデルを用いて対象の業務の作業を行う労働者の周辺のリスクアセスメント対象物の気中濃度を推定し、当該物質の濃度基準値またはばく露限界と比較する方法												
あらかじめ尺度化した表を使用する方法	リスクアセスメント対象物への労働者のばく露の程度と当該物質による有害性を相対的に尺度化し、これらを縦軸と横軸とし、あらかじめばく露の程度と有害性の程度に応じてリスクが割り付けられた表を使用してリスクを見積もる方法												
③見積りに基づくリスク低減措置の検討図表差し替え	<table border="1"> <tr> <td>危険性又は有害性のより低い物質への代替等</td> <td>危険性又は有害性のより低い物質への代替(例:有害性の高い化学物質等の使用の中止)、化学反応のプロセス等の運転条件の変更(注1)、取り扱う化学物質等の形状の変更等、又はこれらの併用によるリスクの低減法</td> </tr> <tr> <td>工学的対策又は衛生工学的対策</td> <td>工学的対策:化学物質のための機械設備等の防爆構造化、安全装置の二重化等 衛生工学的対策:化学物質のための機械設備等の密閉化、局所排気装置または全体排気装置の設置・稼働等</td> </tr> <tr> <td>管理的対策</td> <td>作業方法の改善・整備、教育訓練、立入禁止等</td> </tr> <tr> <td>有効な呼吸用保護具等の使用</td> <td>化学物質等の有害性に応じた有効な保護具の使用(例:個人用保護具の使用)</td> </tr> </table>	危険性又は有害性のより低い物質への代替等	危険性又は有害性のより低い物質への代替(例:有害性の高い化学物質等の使用の中止)、化学反応のプロセス等の運転条件の変更(注1)、取り扱う化学物質等の形状の変更等、又はこれらの併用によるリスクの低減法	工学的対策又は衛生工学的対策	工学的対策:化学物質のための機械設備等の防爆構造化、安全装置の二重化等 衛生工学的対策:化学物質のための機械設備等の密閉化、局所排気装置または全体排気装置の設置・稼働等	管理的対策	作業方法の改善・整備、教育訓練、立入禁止等	有効な呼吸用保護具等の使用	化学物質等の有害性に応じた有効な保護具の使用(例:個人用保護具の使用)				
危険性又は有害性のより低い物質への代替等	危険性又は有害性のより低い物質への代替(例:有害性の高い化学物質等の使用の中止)、化学反応のプロセス等の運転条件の変更(注1)、取り扱う化学物質等の形状の変更等、又はこれらの併用によるリスクの低減法												
工学的対策又は衛生工学的対策	工学的対策:化学物質のための機械設備等の防爆構造化、安全装置の二重化等 衛生工学的対策:化学物質のための機械設備等の密閉化、局所排気装置または全体排気装置の設置・稼働等												
管理的対策	作業方法の改善・整備、教育訓練、立入禁止等												
有効な呼吸用保護具等の使用	化学物質等の有害性に応じた有効な保護具の使用(例:個人用保護具の使用)												
276	模擬試験問題	問題8 選択肢1差し替え	修正前 (1)ディスプレイ画面上における照度は、500ルクス以下になるようにする。	修正後 (1)作業室内には、間接照明等のグレア防止用照明器具を用いている。									
295		問題9 解説 参考WBGT基準値表の削除	修正前 (参考)WBGT基準値表 以下略	修正後 削除									

(2024年4月現在)